

三次市教育委員会告示第 号

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示

三次市臨時的任用教員に関する要綱（平成16年三次市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「，三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「，教育委員会」に改める。

第4条に次の2項を加える。

10 月の中途において任用された臨時的任用教員のその月の賃金等のうち，基本賃金及び教職調整額は，任用された日から起算して日割によって計算した額とする。

11 月の中途において退職した臨時的任用教員のその月の賃金等のうち，基本賃金及び教職調整額は，退職した日までの日割によって計算した額とする。ただし，死亡により退職した臨時的任用教員についてはこの限りでない。

第6条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 特別休暇は，正規職員に準じて取得できるものとする。ただし，三次市職員の勤務時間，休暇等に関する規則（平成16年三次市規則第50号。以下

「休暇等規則」という。) 第14条第1項の表中第3項の項, 第4項の項, 第14項の項, 第19項の項又は第20項の項に規定する特別休暇を除く。

- (4) 前号本分に規定する特別休暇のうち, 休暇等規則第14条の表中第15項の項に掲げる特別休暇は, 7月から9月までの全期間在職する者に3日付与し, 中途任用者については, 雇用期間1箇月につき1日付与する。この場合において, 任用期間が月の中途に始まり, 又は終わる場合は, 任用期間が15日以上の場合に1日とする。

第6条第1項第5号及び第6号を削る。

附則中「公布の日」を「平成16年4月1日」に改める。

附 則

この告示は, 平成26年 月 日から施行し, 平成26年4月1日から適用する。